

第1章 緑の基本計画の概要

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本市の緑と公園などのオープンスペースに関する総合的な計画です。

この計画では、市民が利用する都市公園の整備、本市にとって大切な河川や水路、屋敷林などの保全、道路や住宅地、工場などを対象とした都市緑化の推進、「水と緑のまちづくり」への市民参加の促進などを対象にしています。

そして、将来の本市の水と緑の総合的な整備・保全の方針を定め、その実現に向け、計画的、体系的に展開していくことによって、その効果を高めることを目的とします。

(1) 計画の背景

緑の基本計画は平成6年に改正された「都市緑地保全法」に規定され、平成16年に緑の基本計画制度の充実などを目的に、それまでの「都市緑地保全法」が「都市緑地法」に改正されました。平成16年の改正では、緑の基本計画に都市公園の整備が明確に示され、緑化の推進、緑地の保全とともに、市町村は総合的な施策展開を図ることで、都市の緑の保全・創造を効果的、効率的に実現していくことが求められています。

また、身近な水と緑の減少や環境に対する市民の関心の高まり、現実となった少子・高齢社会に対応した新しい公園の姿、災害に対する備えの必要性など、水と緑が担う役割には多くのものが期待されています。

このような中、1市3町の合併による行政区域の拡大に伴う一体的なまちづくりの必要性から、そして、水と緑を取りまく状況の変化に適切に対応するとともに、新たな「水と緑のまちづくり」の方向性を明らかにするため、久喜市緑の基本計画を策定します。

※水と緑のまちづくりとは

市民が日常的に暮らしの中で水と緑とふれあいながら、本市の豊かな水と緑の恵みを守り、増やし、つなぎ、育てて、自然環境と生活環境の調和した住みよいまちの実現を目指すことです。

そのためには、行政が一方的に公園を整備したり、緑地を保全するのではなく、市民と事業者が主体的に水と緑のまちづくりに関わりながら、行政と協働して進めていくことが大切です。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「久喜市総合振興計画（平成 25 年（2013 年）3 月）」と「久喜市都市計画マスタープラン（平成 25 年（2013 年）3 月）」を上位計画、「久喜市環境基本計画（平成 25 年（2013 年）3 月）」を関連計画とします。

また、この計画は、直接の上位計画である「久喜市都市計画マスタープラン」における 4 つの「都市づくりの方針（全体構想）」のひとつにあたる、「ゆとりと潤いあふれる環境共生都市」に示された方針を具体化するための、部門別の計画の一つでもあります。

計画の策定にあたっては、環境、教育など関連する計画との整合を図るとともに、公募市民による市民ワークショップを経て、市民意見提出制度などの市民参加により策定を進めました。

(3) 計画の期間

この計画は、水と緑のまちづくりを具体的に進めていく計画です。具体的実現可能な姿を目指すため、計画期間を 10 年とします。

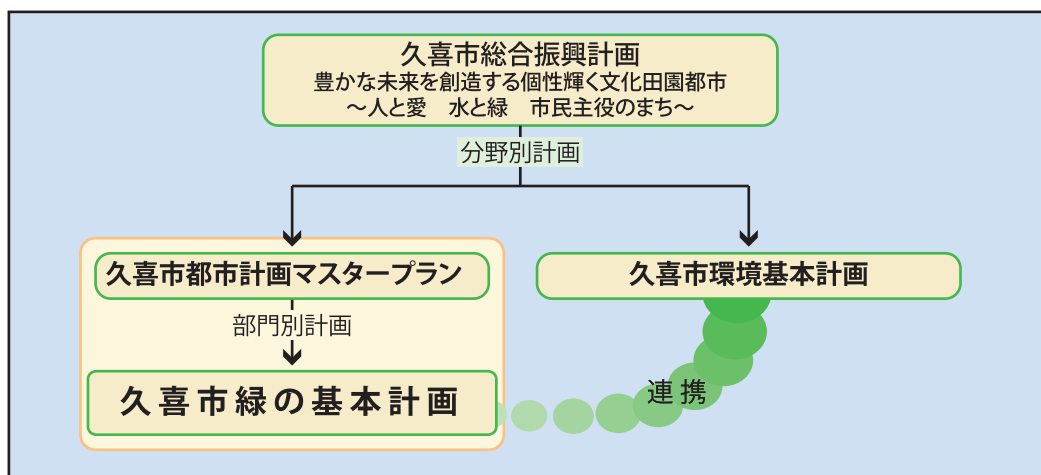


図 1-1 計画の位置づけ

2 緑の基本計画の構成

はじめに、本市の水と緑の現況を把握する必要があります。水と緑の現況には、本市の地形や水系、樹林地・農地などの緑地の分布、公園の箇所数・面積などがあり、これらについて整理しています。

次に、この水と緑の現況をもとに、今、何が必要なのか、何が求められているのか、特にこれからの10年は何が課題となるのか、計画策定にあたっての課題を整理しています。

この課題を踏まえて水と緑のまちづくりの基本理念、基本方針と将来像を示しました。この基本方針と将来像を具体化し、実現するための施策の方針と、重点施策などについて計画しています。

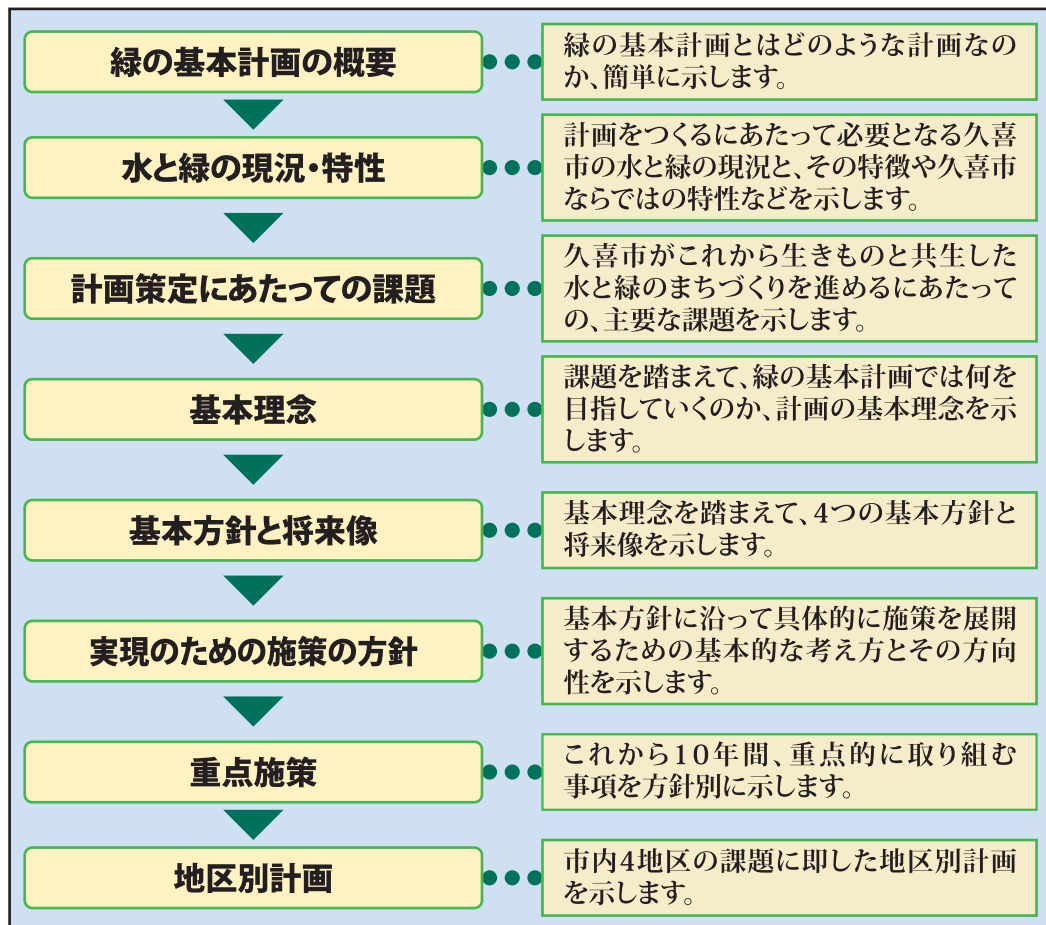


図 1-2 緑の基本計画の構成

3 目標年次と計画の枠組み

(1) 目標年次

この計画では、計画初年度を平成 27 年（2015 年）度、目標年次を平成 36 年（2024 年）度とします。

目標年次	平成36年(2024年)度
計画期間	平成27年(2015年)4月～平成37年(2025年)3月

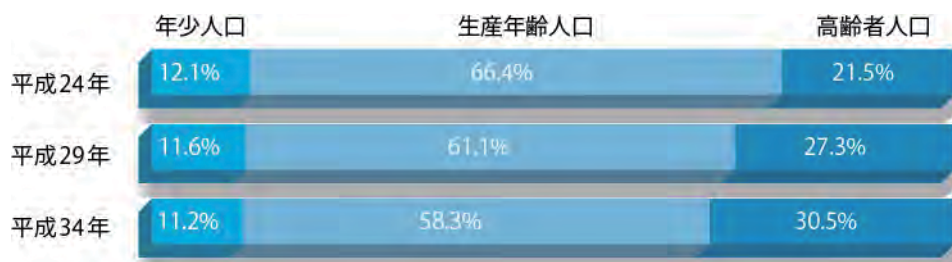
(2) 計画対象区域

計画対象区域は市全域（8,240ha）とします。

(3) 人口の見通し

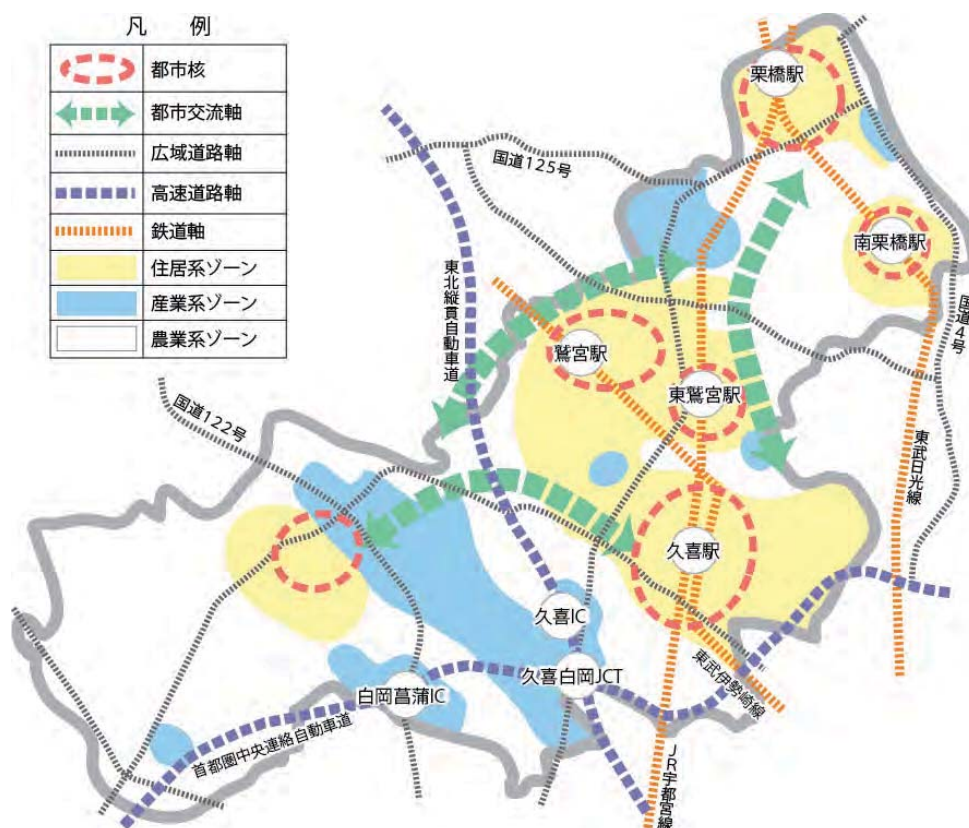
この計画の計画対象区域である本市の将来人口規模は、久喜市総合振興計画、久喜市都市計画マスタープランを踏まえて、150,900 人とします。

	現況 平成26年(2014年)	目標年次 平成36年(2024年)
人口規模	15.5万人	15.1万人



(4) 土地利用の見通し

この計画における土地利用の見通しは、久喜市総合振興計画の土地利用構想における6つの都市核と、4つのゾーンの枠組みを踏まえたものとなっています。



ゾーン別土地利用方針

都市核

市役所、総合支所、駅の周辺地域を本市の都市核とし、商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう、それぞれの地域特性を生かした市街地形成を図ります。

住居系ゾーン

市街化区域を主体に住居系ゾーンと位置付け、道路、公共下水道、公園及び防災施設等の都市基盤が計画的に整備された住居系市街地の形成を図ります。

また、地域資源やまちの景観に配慮し、環境と調和した住居系市街地の形成を図ります。

産業系ゾーン

既存の工業団地を主体に産業系ゾーンと位置付け、本市の産業面での活力を形成する産業系市街地の形成を図ります。また、インターチェンジ周辺や広域道路軸が結節する交通条件の優れた地域において、本市の将来を担う新たな産業系市街地の形成を図ります。

農業系ゾーン

米、野菜、果実、花き等を生産する優良な農地とともに、水辺環境、樹林地及び屋敷林など本市の特長である田園風景の保全に努めます。また、生活道路や排水路など、農村集落の生活環境の整備を進めます。

出典：「久喜市総合振興計画」（平成25年3月）

図 1-3 久喜市の土地利用構想

4 緑の基本計画の内容

緑の基本計画は、都市公園の整備、緑地の保全、都市緑化の推進の三つの分野を対象に、計画的に事業展開を図ることを目的として、市町村が主体的に策定するものです。

都市緑地法第4条には、緑の基本計画において、

- 緑地保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 都市公園の整備の方針、その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項

などを必要に応じて定めることができます。

緑の基本計画は本市の実情に応じて、独自色を発揮しながら計画を策定することができます。この計画では、実現の可能性を保持することを念頭に、重点施策についても策定します。

また、緑地の保全や都市緑化の推進は、市民が主体的に行動していくことが大きなウェイトを占めるため、市民活動支援施策についても重視します。

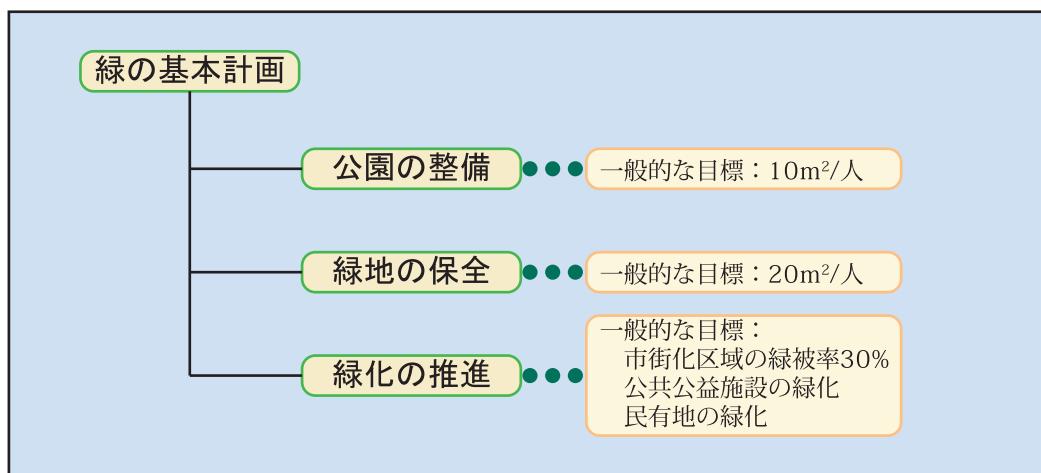


図 1-4 緑の基本計画の一般的な目標

5 生物多様性の視点

本市は、利根川、中川、青毛堀川、備前堀川、野通川及び元荒川などの河川や、葛西用水路、見沼代用水をはじめとする水路などの水系に恵まれており、市内各所に屋敷林、豊かな農地が多くあり、水と緑に恵まれ、市民の暮らしに恵みと潤いを与えています。これらの水と緑は、本市に暮らす市民だけではなく、古来から郷土に住む生きものたちの生息基盤となっており、生物多様性をもたらす源泉となっています。

かつては、農業とともに生活用水として利用されてきた河川や水路の水は、現在では、生きものの生息と潤いのある豊かな環境を維持するための水としての役割が重視されるようになりました。また、昭和 30 年（1955 年）頃までの屋敷林や雑木林は、柴（小枝）を薪（燃料）としたり、落ち葉を肥料としたり、竹林のタケは農業資材や日常生活用具の材料などとして使われていました。その後、昭和 30 年代後半からの電気、石油やガスといった効率的な燃料の普及と農業生産効率を飛躍的に向上させた化学肥料や農薬の普及などにより、日常生活に不可欠なものとしての役割は失われつつありますが、豊かな環境を維持するための公共的な役割が強まっています。

しかし、人口の増加とともに農業用の水路が暗渠化されたり、生活スタイルが変化するなど、水と緑の豊かさの喪失や、生物多様性の低下を招く事態が懸念されています。

時代や生活スタイルが変わっても、本市の水と緑の基盤は、市内を縦横にめぐる河川や水路、そして、大きな樹木があり、ふるさとの歴史を語る屋敷林などの樹林地が主役です。本市らしい水と緑のまちづくりを進めていくには、市街地内にも多く見られる河川や水路と屋敷林を大切にし、誇れる資源として次世代へと引き継いでいくことにあるといえます。

このように身近にある水と緑の資源に目を向け、それを慈しみ育てることで、生物多様性を維持し、さらに向上させ、豊かな生態系を身近に感じることによって、市民生活に潤いと彩りをもたらす存在として、市民共有の財産との意識を持ちながら将来へと伝えていくことが大切です。

また、生物多様性の確保のため、平成 23 年 10 月に「都市緑地法運用指針」の改正が行われ、「緑の基本計画」に対しても、「生物多様性の視点」を取り入れることが明記されました。

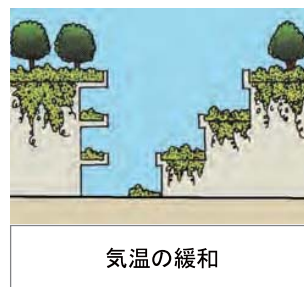
6 水と緑の役割

水と緑は多くの役割を持っています。緑の基本計画では「都市の水と緑」が持つ、次の5つの役割を重視しています。

(1) 都市環境の改善

- ① 緑は、二酸化炭素の吸収、酸素の供給、大気汚染物質の吸着などにより、大気を浄化するとともに、植物の蒸散機能や風の通り道の形成により都市のヒートアイランド現象を緩和します。
- ② 植物や植物に覆われた地面は、透水性や保水性を有しており、雨水の地下浸透などが高まります。自然の水循環を回復することで、環境負荷の少ない都市構造の整備が図れます。
- ③ 幹線道路と住宅との間にある緑地、工場の周りにはある緑地は、大気の浄化や騒音の軽減などの緩衝地帯としての役割を果たします。

■都市環境の改善



(2) 動植物の生息・生育空間

- ① 水と緑は、野鳥や昆虫、野草などの動植物の生息・生育空間となり、都市における季節の移ろいを演出するとともに、自然とのふれあいの場としての役割を果たします。
- ② 屋敷林及び水辺や湿地は、多くの生きものに生育の場所を提供し、生態系を構成するとともに、生物多様性を確保するうえで重要な役割を果たしています。
- ③ 連続する水と緑の帯は、風の通り道や、鳥や虫などが移動する道となり、人と自然が共生する都市環境を形成します。公園や緑地、河川や水路、街路樹、学校の樹木、住宅の庭木、ビオトープなどの緑がつながることにより、生きものたちの移動ルートとなります。

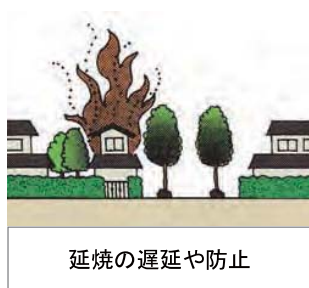
■動植物の生息・生育空間



(3) 都市の防災空間

- ① 本市には、県営久喜菖蒲公園、県営権現堂公園、久喜市総合運動公園及び弦代公園などの大きな公園があります。これらの大きな公園は、地震などの災害時において、一時避難場所としての役割を担います。
- ② 身近に多くある小規模な公園や緑の多い街路は、一時避難場所や避難路、延焼防止帯、地域の防災組織による救援及び復旧活動などの災害対策拠点になるなど、多様な機能を持っています。
- ③ 屋敷林とともに樹林地は、平常時でも防風や防砂といった機能を発揮し、都市の安全性を高めます。
- ④ 緑被地には透水性や保水性があります。さらに、広大な農地は雨水の一時貯留機能があり、それぞれ水害を未然に防ぐことに役立っています。

■都市の防災空間



(4) 都市の魅力高める水と緑

- ① 河川や水路沿いの緑や社寺仏閣など由緒を持つ緑、水田や果樹園などの農地、そして市内各所にある屋敷林の緑など、緑が都市に潤いと風格を与え、潤いのある良好な都市景観を形成します。
- ② 水と緑は、自然への窓口となり、彩り豊かな四季を演出して美しい景観を形成し、市民生活にゆとりと潤いをもたらします。
- ③ 四季折々の緑の表情は、次代を担う子どもたちの感性を育み、心身ともにバランスよく成長するのに大切な役割を担っています。
- ④ 本市の水と緑は市固有の自然、歴史、文化を背景に成り立っているため、水と緑を活かすことで、個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。
- ⑤ 水と緑を含む公共空間は、優れた文化的資産などの保存や活用、地域の文化や観光の拠点、イベント会場として地域の活性化に寄与します。

■都市の魅力高める水と緑



(5) レクリエーション・コミュニティ活動の場

- ① 水と緑を含む公園などのオープンスペースは、高齢者や子どもなど年齢層を問わずに、多くの人々のための運動や散策といったレクリエーション活動空間となります。
- ② オープンスペースに人々が集うことで、地域のコミュニティ活動の場としての役割を果たします。
- ③ 運動や遊び、休憩や休息だけではなく、環境や自然学習などの教養・文化活動の場ともなります。
- ④ オープンスペースがコミュニティ活動の場となることで、地域コミュニティの活性化に役立ち、ふるさと意識や定住意識の醸成を期待することができます。

■レクリエーション・コミュニティ活動の場



様々な余暇活動の場



休養・休息の場



運動・遊びの場

出典 (P8～P10) : 「神戸市 緑の基本計画」 (2011年3月) を一部改変